

市町村農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の策定又は変更に係る 知事の同意の基準及び標準的な処理期間

第1 市町村の農用地利用計画の策定又は変更に係る知事の同意基準及び標準処理期間を定める根拠等

1 市町村の農用地利用計画の策定又は変更に係る知事の同意の根拠

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第8条第4項（法第13条第4項において準用する場合を含む。）において、市町村は、農業振興地域整備計画（以下「農振整備計画」という。）を策定又は変更しようとするときは、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号。以下「令」という。）で定めるところにより、当該農振整備計画のうち、法第8条第2項第1号に掲げる事項に係るもの（以下「農用地利用計画」という。）については、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならないとされている。

2 同意基準及び標準処理期間を定めることについての根拠

地方自治法（昭和22年法律第67号）第250条の2第1項において、都道府県の機関は、市町村からの法令に基づく協議の申出があった場合において、同意をするかどうかを法令の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「同意基準」という。）を定め、かつ、行政上特別の支障があるときを除き、これを公表しなければならないとされている。

また、同法第250条の3において、協議が都道府県の機関の事務所に到達してから当該協議に係る同意をするまでに通常要すべき標準的な期間（以下「標準処理期間」という。）を定め、かつ、これを公表するよう努めなければならないとされている。

以上から、市町村が定めようとする農用地利用計画について、知事の同意基準及び標準処理期間を次のように定める。

3 同意基準の基本

本同意基準は、法、令及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号。以下「規則」という。）の規定に基づき定めるものであり、その適用に際しては、法令の解釈等について示した農業振興地域制度に関するガイドライン（平成12年4月1日付け12構改C第261号。以下「ガイドライン」という。）等関係通知を必要に応じ引用し判断するものとする。

第2 市町村の農用地利用計画の策定又は変更に係る知事の同意基準（形式的事項）

農用地利用計画を策定又は変更しようとして、法第8条第4項（法第13条第4項において準用する場合を含む。）の規定による市町村から知事への協議があった場合、知事は、以下について確認した上で第3に示す基準に基づき判断するものとする。

1 農振整備計画の内容

農振整備計画の案が法第8条第1項から第3項の規定に基づき策定又は変更されるものであること。

- (1) 法第8条第1項の規定に基づき、知事の指定した一の農業振興地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村において、その区域内にある農業振興地域について策定又は変更される農振整備計画であると認められること。

また、当該農振整備計画が令第3条及び規則第3条の2に規定する者の意見を聴いて策定又は変更されるものであること。

- (2) 農用地利用計画が、規則第4条の規定に基づき、

- ① 農用地区域に含められる土地と含められない土地との区別
 - ② 農用地区域内の土地の農業上の用途区分
- をあきらかにして定められているものであること。

- (3) 農振整備計画の内容として、法第8条第2項各号及び第3項の規定に基づき必要な事項が定められているとともに、当該事項の内容に不足がないと認められるものであること。

2 農振整備計画案の縦覧等手続

法第8条第4項（法第13条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき市町村が知事への協議を行おうとする農振整備計画の案は、法第11条の規定に基づき次により縦覧等の手続を了したものであること。

- (1) 法第11条第1項（法第13条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農振整備計画を策定又は変更しようとする旨を公告し、策定又は変更しようとする理由書を添えて農振整備計画の案を縦覧（公告の日からおおむね30日間の期間）に供したものであること。

なお、公告に際し、市町村の住民にあっては同条第2項の規定に基づき農振整備計画の案に対して意見書の提出ができる旨、農振整備計画の案の農用地区域内の土地の所有者等にあっては同条第3項の規定に基づき農用地利用計画の案に対して、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議の申出ができる旨の教示がされているものであること。

- (2) 法第11条第4項（法第13条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、市町村への異議の申出があった場合は申出のすべてについて市町村の決定があり、かつ、同条第6項の規定に基づき知事への審査の申立てがあった場合は申立のすべてについて知事の裁決があるものであること。
- (3) 国有地を含めて農用地区域を定め又は変更しようとするときは、法第11条第10項（法第13条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該国有財産を所管する各省各庁の長の承認を受けているものであること。

第3 市町村の農用地利用計画の策定又は変更に係る知事の同意基準（実質的事項）

農用地利用計画を策定又は変更しようとして、法第8条第4項（法第13条第4項において準用する場合を含む。）の規定による市町村から知事への協議があった場合、知事が同意するか否かについては、第2の形式的事項を確認の上、以下の基準に基づき判断する

ものとする。

1 農振整備計画における一体性の確保等

法第6条第2項の規定に基づき地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当である農業振興地域において市町村が定めることとしている農振整備計画は、法第10条第1項の規定に基づき、当該農業振興地域において総合的に農業の振興を図るために必要な事項を一体的に策定又は変更するものでなければならない。

また、

- (1) 法第4条第1項の規定に基づき知事が定める農業振興地域整備基本方針に適合する
- (2) 法第4条第3項に規定する法律の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれている
- (3) 当該農業振興地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して定められているものでなければならない。

2 農振整備計画は、法第10条第2項の規定に基づき、市町村の議会の議決を経て定められた市町村の建設に関する基本構想に即して策定又は変更するものでなければならない。ただし、当該基本構想を定めていない市町村にあってはこの限りでない。

3 農用地利用計画に定めるべき土地

農振整備計画を策定又は変更しようとする場合の農用地利用計画は、法第10条第3項の規定に基づき、農業振興地域内の農用地等及び農用地等とすることが適当な土地であって同項各号に規定する次に掲げるものにつき定めるものでなければならない。

- (1) 第1号に規定する集団的に存在する農用地で、令第6条に規定する規模（10ha）以上のもの
- (2) 第2号に規定する土地改良事業等の施行に係る区域内の土地。なお、同号に規定する土地改良事業は、規則第4条の3各号の要件を満たすものであること。
- (3) 第3項に規定する集団的に存在する農用地及び土地改良事業等の施行に係る区域内の土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地
- (4) 第4号に規定する法第3条第4号に掲げる土地（農業用施設用地）で、令第7条に規定する規模（2ha）以上のもの又は（1）及び（2）に掲げる土地に隣接するもの。なお、農業用施設については、規則第1条各号に掲げるものとする。
- (5) （1）から（4）までのほか、第5号に規定する農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画の達成又は果樹若しくは野菜の生産団地の形成その他の当該農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地

4 農業上の用途の指定

農振整備計画を策定又は変更しようとする場合の農用地利用計画は、3に示す基準により設定した農用地区域内の土地において、法第10条第3項の規定に基づき、当該農業振興地域における農業生産の基盤の保全、整備及び開発の見地から、必要な限度において規

則第4条の2第1項及び第2項に規定する以下の基準に従い区分する農業上の用途を指定するものでなければならない。

(1) 規則第4条の2第1項第1号イからニに掲げる次の土地の区分に従い指定する。

- ① イの土地：法第3条第1号に掲げる土地のうち、耕作の目的に供される土地
- ② ロの土地：法第3条第1号に掲げる土地のうち、主として耕作又は養畜の業務のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地
- ③ ハの土地：法第3条第2号に掲げる土地
- ④ ニの土地：法第3条第4号に掲げる土地

なお、法第3条第3号に規定する土地改良施設用地については隣接する土地の区分に従い指定する。

(2) 規則第4条の2第1項第2号の規定に基づき、農用地区域内の土地を(1)の用途に供することにより、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を生じないように指定する。

(3) 規則第4条の2第2項の規定に基づき、地域の特性にふさわしい農業振興のために必要があるとして大規模な農業経営に適する土地その他特別の土地の区分を設ける場合は、(1)の用途をさらに細分化したものとして指定するものであること。

5 農用地区域に含まれない土地

法第10条第3項各号の規定による農用地等及び農用地等とすることが適当な土地には、同条第4項に規定する土地改良法（昭和24年法律第195号）第7条第4項に規定する非農用地区域内の土地その他令第8条第1項各号に掲げる以下の土地は含まれないものとする。

(1) 令第8条第1項第1号に規定する国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成11年法律第198号）附則第8条第3項の規定によりなお効力を有することとされた旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第15条第6項及び国立研究開発法人森林研究・整備機構法附則第10条第3項の規定によりなお効力を有することとされた旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第21条第6項において準用する土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域内の土地。なお、非農用地区域の土地について、土地改良施設用地又は農業用施設用地としてその用地の確保と計画的な配置を図る場合等、地域の農業振興を図る上で農用地区域に含めることが適当と考えられる場合については、農用地区域から除外しないこととしても差し支えない。

(2) 令第8条第1項第2号に規定する優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成10年法律第41号）第4条第1項の規定による認定を受けた同項に規定する優良田園住宅建設計画（同条第4項及び第5項の協議が調ったものに限る。）に従い同法第2条に規定する優良田園住宅の用に供される土地

(3) 令第8条第1項第3号に規定する次に掲げる施設の用に供される土地（同号イ又はロに掲げる事業の施行に係る区域内にあるものにあつては、当該イ又はロに定めるものに限る。）であつて、当該土地を農用地等（法第3条に規定する農用地等をいう。）以外の用途に供することにより、その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用及び同条第3号の施設（土地改良施設）の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの

- ① 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和 46 年法律第 112 号）第 5 条第 1 項に規定する実施計画に基づき、同条第 2 項第 1 号に規定する産業導入地区内において整備される同条第 3 項第 1 号に規定する施設
 - ② 総合保養地域整備法（昭和 62 年法律第 71 号）第 7 条第 1 項に規定する同意基本構想に基づき、同法第 4 条第 2 項第 3 号に規定する重点整備地区内において整備される同法第 2 条第 1 項に規定する特定施設
 - ③ 多極分散型国土形成促進法（昭和 63 年法律第 83 号）第 11 条第 1 項に規定する同意基本構想に基づき、同法第 7 条第 2 項第 2 号に規定する重点整備地区内において整備される同項第 3 号に規定する中核的施設
 - ④ 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成 4 年法律第 76 号）第 8 条第 1 項に規定する同意基本計画に基づき、同法第 2 条第 2 項に規定する拠点地区内において整備される住宅及び住宅地（いずれも同項の事業として整備されるものに限る。）、同条第 3 項に規定する産業業務施設並びに同法第 6 条第 5 項に規定する教養文化施設等
 - ⑤ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）第 14 条第 2 項に規定する承認地域経済牽引事業計画に基づき、同法第 11 条第 2 項第 1 号に規定する土地利用調整区域内において整備される同法第 13 条第 3 項第 1 号に規定する施設
- (4) 令第 8 条第 1 項第 4 号に規定する公益性が特に高いと認められる事業に係る施設のうち農業振興地域整備計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるもので規則第 4 条の 5 第 1 項各号に掲げる施設の用に供される土地

6 農振整備計画のうち第 8 条第 2 項第 6 号に掲げる事項については、同号に規定する施設がその整備の目的に即して効率的かつ適切に利用されるように定めるものでなければならない。

7 農振整備計画の変更の理由

農振整備計画の変更は、法第 13 条第 1 項の規定に基づき、農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、法第 12 条の 2 第 1 項の規定による基礎調査の結果により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときに遅滞なく行われるものでなければならない。

このため、市町村において、農振整備計画の変更の必要が生じたとする明確な理由が示されるものであること。

なお、上記の変更理由による場合であっても、当該土地が、法第 10 条第 3 項各号に該当する場合は、農用地等及び農用地等とすることが適当な土地となり、農用地区域からの除外はできないこと。

8 農用地区域からの除外の要件

法第 10 条第 3 項各号に該当する土地について、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更（以下「除外目的変更」という。）は、7 に示す変更の理由が生じたとする明確な理由とともに

に、法第 13 条第 6 項各号に掲げる要件のすべてが満たされる場合でなければならない。

なお、法第 15 条の 2 第 8 項の規定による国又は地方公共団体が農用地区域内において開発行為（同条第 1 項各号のいずれかに該当する行為を除く。）をしようとする場合に知事との協議が必要となる施設（規則第 35 条各号）の用に供する土地については、法第 15 条の 2 第 4 項第 1 号の規定により農用地区域のまま当該協議が成立することはないことから、当該協議の成立は法第 13 条第 2 項に基づく農用地区域からの除外の手続きを了した時点とする。

(1) 法第 13 条第 2 項各号の要件

① 当該農業振興地域における農用地区域以外の区域内の土地利用の状況からみて、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であつて、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められること（第 1 号要件）。

ア 農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当とは、いかなる用途に供することが当該地域にとって必要かつ適当かを積極的に判断するものではなく、当該用途の通常の利用形態に鑑み、当該土地が必要であるのか、あるいはその規模が適当であるのかのみを判断する（ガイドライン第 16 の 2 の (3) の①のア）。

イ 農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難とは、土地所有者の了承を得ていることや土地価格が安価であることを理由として、農用地区域外の土地をもって代えることが困難とすることは適当ではない（ガイドライン第 16 の 2 の (3) の①のイ）。

② 当該変更により、農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること（第 2 号要件）。

次の場合には、本号の要件を満たさない（ガイドライン第 16 の 2 の (3) の②）。

ア 地域計画の区域内の土地が農用地等以外の用途に供されることにより、当該地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成に支障が生じる場合

イ 地域計画の区域内の土地において農業を担う者が特定されている場合又は農業を担う者の確保が見込まれている場合において、その者に係る地域計画の区域内の土地を農用地等以外の用途に供する場合

ウ 地域計画の区域内の土地が農用地等以外の用途に供されることにより、当該地域計画に定められた効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標の達成に支障が生じる場合

③ ②のほか、当該変更により、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること（第 3 号要件）。

次の場合には、本号の要件を満たさない（ガイドライン第 16 の 2 の (3) の③）。

ア 集団的農用地の中央部に他用途の土地が介在することにより、高性能機械による営農や効果的な病虫害防除等に支障が生じる場合

イ 小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業や農地流動化施策への支障が生じる場合

④ 当該変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること（第 4 号要

件)。

ア 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が現に利用の集積をし、又は利用の集積をすることが確実に見込まれる農用地を農用地区域から除外する場合、次の全てを満たしていること（ガイドライン第16の2の(3)の④のイ）。

(ア) 経営規模の大幅な縮小により、認定を受けた農業経営改善計画を達成することができなくなるなど効率的かつ安定的な農業経営を営む者が目指す安定的な農業経営に支障を及ぼさないこと。

(イ) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者の経営する一団の農用地の集団化が損なわれないこと。

イ 本要件を判断するに当たっては、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項に基づき作成された農用地利用集積等促進計画又は農業委員会が行う農用地のあっせん等に関する資料等の客観的な資料に基づくほか、当該土地が地域計画の区域内の場合には、②のイによる判断結果を踏まえて、本要件の判断を行うことができる（ガイドライン第16の2の(3)の④のイ）。

⑤ 当該変更により、農用地区域内の法第3条第3号の施設（土地改良施設）の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること（第5号要件）。

次の場合には、本号の要件を満たさない（ガイドライン第16の2の(3)の⑤）。

ア ため池、排水路、土留工、防風林等の農用地区域内の土地の保全上必要な施設について、その毀損により、土砂の流出又は崩壊、洪水、湛水、飛砂、地盤沈下等の災害の発生が予想されるとき

イ 農業用排水施設等の農用地区域内の土地の利用上必要な施設について、土砂等の流入による用排水停滞、汚濁水の流入等が予想されるとき

⑥ 当該変更に係る土地が法第10条第3項第2号に掲げる土地に該当する場合にあっては、当該土地が、農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から令第9条に規定する基準（事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過）に適合していること（第6号要件）。

工事が完了した年度とは、工事完了公告における工事完了の日の属する年度であるほか、土地改良事業等の施行に係る地域内にある土地の一部につき、農林水産大臣が当該事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生したと認め、負担金の支払期間の始期を指定する旨を京都府に通知した場合においては、当該土地の一部については、その利益の全てが発生した年度（ガイドライン第16の2の(3)の⑥）

(2) 都道府県面積目標の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること（法第13条第6項第2号要件）

次の場合には、本号の要件を満たすものとする（ガイドライン第16の7）。

① 法第13条第5項の規定により、市町村に対して、影響緩和措置等の書面の提出を求めた場合で、当該市町村から提出された書面において記載されている影響緩和措置が適切に講じられることにより農地の確保が図られる見込みがあると判断できる場合（同意する時点において影響緩和措置の履行の完了まで求める必要はない。）

② 過去に除外目的変更の際に影響緩和措置を講ずることとしながら、当該影響緩和措置が未履行となっている市町村から新たな除外目的変更の協議があった場合で、当該

市町村から、未履行となっている理由や今後の具体的な予定を聴取し、当該措置が確実に履行されることを確認した場合

- ③ 市町村から必要な影響緩和措置を講ずることが困難である旨の書面の提出があった場合で、当該書面の記載内容に加え、京都府内における農地確保のための施策の実施により目標期間内に当該市町村の影響緩和措置の不足を補う見込みがあると判断できる場合

9 都道府県面積目標への影響を及ぼすおそれの判断

除外目的変更に係る農振整備計画の変更に関する協議があった場合、当該除外目的変更が都道府県面積目標に影響を及ぼすおそれの有無については、次の事項に掲げるところにより判断するものとする。

(1) 除外目的変更の動向に基づく管理（フロー管理）（ガイドライン第16の5の(1)）

① 影響緩和措置の要否判断の方法

京都府は、年間（1月1日から12月31日まで）の除外目的変更による農地減少面積（「農業振興地域の指定の報告及び農業振興地域整備計画書写しの送付について」（昭和56年8月20日付け56構改C第463号構造改善局長通知）記の2により把握した面積）と一般転用年間許容量（都道府県面積目標の設定の際に見込んだ目標年までの除外目的変更による農地減少面積の総量を当該目標の基準年から目標年までの年数で除した値（毎年均等））とを比較し、以下のa又はbの状況に応じて、毎年、年度末までに、翌年度の影響緩和措置の要否を判断し、決定する。

なお、当該農地減少面積には、基本指針に定める都道府県面積目標の設定の基準の2の(5)その他各都道府県において独自に考慮すべき事由として、事前に都道府県面積目標から差し引いている除外目的変更による農地減少面積がある場合には含まない。

- a 年間の除外目的変更による農地減少面積が一般転用年間許容量を超過する場合は、影響緩和措置を要する。
- b 年間の除外目的変更による農地減少面積が一般転用年間許容量の範囲内の場合は、影響緩和措置を要しない。

② 影響緩和措置を講ずべき割合

①のaに該当する場合の影響緩和措置を講ずべき割合は、当該年における除外目的変更による農地減少面積が一般転用年間許容量を超過した割合（10割を上限とする。）を翌年度の割合として設定する。このほか、当初想定していなかった大規模な除外目的変更による農地減少があった場合等には、別の方法により翌年度以降の割合として設定することがある。

③ 影響緩和措置を講ずる面積の算定方法

①のaに該当する場合の市町村が影響緩和措置を講ずる面積は、除外目的変更による農地減少面積に、②により設定した影響緩和措置を講ずべき割合を乗じたものとする。

(2) 全体農地面積の動向に基づく管理（ストック管理）（ガイドライン第16の5の(2)）

① 影響緩和措置の要否判断の方法

農用地区域内の全体農地面積（法第5条の2第1項第1号の都道府県面積目標の達

成状況に関する資料で把握した実績値)と都道府県面積目標を比較し、全体農地面積が都道府県面積目標を下回ることが判明した場合には、翌年度の除外目的変更に対し、影響緩和措置を求める。

なお、農用地区域内の全体農地面積と都道府県面積目標の比較に当たっては、次の変動面積を考慮する(都道府県面積目標の数値に加減する)ことができる。

ア 法第12条の2第1項の規定による基礎調査や国土調査法第2条第1項に規定する国土調査等における測量成果を要因とする全体農地面積の変動

イ 市街化区域への編入等により法第7条第1項の規定による農業振興地域の区域が変更されたことによる全体農地面積の変動

② 影響緩和措置を講ずる面積の算定方法

①により影響緩和措置が必要とされる場合、市町村が当該措置を講ずる面積は、除外目的変更による農地減少面積に10割を乗じたもの(除外目的変更による農地減少面積と同等)とする。なお、この場合においては、同時に(1)に係る影響緩和措置を求める必要はない。

(3) その他留意事項(ガイドライン第16の5の(4))

① (1)又は(2)のほか、10ha以上の集団的農用地を10ha以上除外する場合など京都府が必要と認める場合には、除外目的変更に対して影響緩和措置を求めることがある。

② 影響緩和措置を講ずべき対象は、除外目的変更に係る除外である。したがって、市街化区域への編入による変更、地域整備施設の用に供することによる変更等による農用地区域からの除外については、影響緩和措置を講ずべき対象ではない。ただし、(2)の判断に用いる農用地区域内の全体農地面積については、これらの農用地区域からの除外による農地減少面積も含めて把握する。

③ 除外目的変更により除外する土地に、農用地区域内農地(耕地)以外の土地(荒廃農地、山林、原野、雑種地等)が含まれている場合は、(1)の③の影響緩和措置を講ずる面積の算定における農地減少面積には含まれない。

10 影響緩和措置等を記載した書面

知事が、除外目的変更が都道府県面積目標に影響を及ぼすおそれがあると認め、法第13条第5項の規定により、市町村に対して、影響緩和措置等を記載した書面の提出を求める場合には、次の事項に留意しなければならない(ガイドライン第16の6)。

(1) 影響緩和措置の内容

市町村は、原則として、必要とされる影響緩和措置の面積に対して、当該市町村における農用地区域への編入、荒廃農地の解消及び農用地の造成の取組により自ら講ずるものとする。なお、京都府において、都道府県面積目標の施策効果分として実施することを想定している取組については影響緩和措置の対象にはできず、当該書面を提出する主体は、当該市町村であるが、影響緩和措置を講ずる者については、市町村以外の者でも差し支えない。

(2) 影響緩和措置等の書面の記載事項

法第13条第5項の規定により、京都府から市町村に対し、影響緩和措置等を記載した書面の提出の求めがあった場合には、当該市町村は自ら講じようとする影響緩和措置

等を記載した書面を京都府に提出しなければならない。

① 規則第5条の4第1号に掲げる事項

市町村が、影響緩和措置として講じようとする農用地区域への編入、荒廃農地の解消及び農用地の造成の具体的な取組の内容を記載するとともに、今後、履行状況を確認できるよう、当該措置を講じようとするおおよその地域（図面添付でも可）と面積を併せて記載すること。また、当該措置を講じようとする面積については、当該市町村の取組の状況によって、必要とされる影響緩和措置を講じようとする面積以上となっても差し支えないこと。

② 規則第5条の4第2号に掲げる事項

市町村における過去5年間の農用地区域への編入及び除外の要因別面積、概ね5年後の農地確保の将来の見通し、農業生産基盤の整備計画や農地保全計画等を記載すること。

③ 規則第5条の4第3号に掲げる事項

①及び②に掲げるもののほか、例えば、地域における農用地区域への編入、担い手への農地利用の集積・集約化による荒廃農地の発生防止に向けた取組状況など知事が、法第13条第4項において準用する法第8条第4項の規定による協議に係る同意をするかどうかの判断に必要となる事項を記載すること。なお、市町村において必要とされる影響緩和措置を講じることが困難な場合には、その理由に加え、京都府の農地確保の施策へ協力する意思がある場合は、その内容を記載すること。

第4 知事同意の標準処理期間

知事同意に係る協議があった場合の標準処理期間は次に掲げるとおりとする。なお、標準処理期間には京都府の休日を定める条例（平成元年条例第4号）第1条に規定する府の休日及び府の指摘事項に対して市町村が回答に要した期間は含まない。

なお、事前協議は法定協議に先立ち市町村の申し出により任意に実施するもので、第2及び第3の基準の内、第2の2以外の項目について審査するものとする。

1 事前協議

- | | |
|--------------------------------|------|
| (1) 基礎調査の結果等による全体的な見直しに係る協議の場合 | 60日間 |
| (2) 1件あたり4haを超える除外目的変更を含む協議の場合 | 40日間 |
| (3) 上記以外 | 20日間 |

2 事前協議を行った場合の法定協議

- | | |
|--------------------------|------|
| (1) 1(1)の事前協議を行った場合 | 15日間 |
| (2) 1(2)及び(3)の事前協議を行った場合 | 10日間 |

3 事前協議を行わなかった場合の法定協議

- | | |
|--------------------------------|------|
| (1) 基礎調査の結果等による全体的な見直しに係る協議の場合 | 60日間 |
| (2) 1件あたり4haを超える除外目的変更を含む協議の場合 | 40日間 |
| (3) 上記以外 | 20日間 |

附則

この通知は、平成 27 年 6 月 1 日以後に協議を受けたものについて、適用する。

この通知は、令和 8 年 4 月 1 日以後に協議を受けたものについて、適用する。